|  |
| --- |
| 剰余金処分案自　令和○年○月○日至　令和○年○月○日Ⅰ　当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）１　当期純利益金額　　　　　　　　　　　　　　××円（又は当期純損失金額）　　　　　　　（△××円）２　前期繰越剰余金　　　　　　　　　　　　　　××円（又は前期繰越損失金）　　　　　　　（△××円）３　過年度税効果調整額　　　　　　　　　　　　××円 　　×××円（△××円）Ⅱ　組合積立金取崩額　１　特別積立金取崩額　　　　　　　　　　　　　××円 　　×××円Ⅲ　剰余金処分額　１　利益準備金　　　　　　　　　　　　　　　　××円　２　教育情報費用繰越金　　　　　　　　　　　　××円　３　組合積立金　　　　特別積立金　　　　　　　　　　××円　　　　○○周年記念事業積立金　　　　××円　　　　役員退職給与積立金　　　　　　××円　　××円　４　出資配当金　　　　　　　　　　　　　　　　××円　５　利用分量配当金　　共同購買事業配当金　　　　　　××円　　　　○○事業配当金　　　　　　　　××円　　××円 　　×××円Ⅳ　次期繰越剰余金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×××円 |

（作成上の留意事項）

①　利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうち特別積立金は、当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれをてん補した後の金額）をもとに計上すること。

②　出資配当及び利用分量配当は上記処分を行った後に行うこと。

③　出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はしなくてもよい。

④　中協法第20条による脱退者への持分払戻しがあるときは、別に脱退者持分払戻計算書を作成する。

|  |
| --- |
| 損失処理案自　令和○年○月○日至　令和○年○月○日Ⅰ　当期未処理損失金　１　当期純損失金額　　　　　　　　　　　　　　　　　××円（又は当期純利益金額）　　　　　　　　　　　　２　前期繰越損失金　　　　　　　　　　　　　　　　　××円　　　　△××円（又は前期繰越剰余金）　Ⅱ　損失てん補取崩額　　１　組合積立金取崩額　　　特別積立金取崩額　　　　　　　　　××円　　　　　○○周年記念事業積立金取崩額　　　××円　　　　　役員退職給与積立金取崩額　　　　　××円　　　××円　　２　利益準備金取崩額　　　　　　　　　　　　　　　　××円　　３　資本剰余金取崩額　　　　　　　　　　　　　　　　××円　　　　　××円　Ⅲ　次期繰越損失金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　△××円 |

（作成上の留意事項）

①　中協法第56条による出資一口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益及び持分計算の結果、出資金に満たない額を払い戻したときに生じる出資金減少差益を、損失てん補に充てるときは、資本剰余金取崩額に表示する。なお、資本剰余金取崩額は、資本準備金項目である加入金、増口金及びその他資本剰余金項目である出資金減少差益に区分して表示することができる。

＜損失処理案になるケース＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| Ⅰ当期未処理損失金 |  |  |  |  |  |
| 1.当期純利益or純損失金額 | ▲ 10,000 | 10,000 | ▲ 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 2.前期繰越剰余金or損失金 | 8,000 | ▲ 15,000 | 8,000 | ▲ 10,000 | ▲ 15,000 |
| ➊小計 | ▲ 2,000 | ▲ 5,000 | ▲ 2,000 | 0 | ▲ 5,000 |
| Ⅱ損失てん補取崩額 |  |  |  |  |  |
| 1.特別積立金取崩額 | 0 | 0 | 500 | 0 | 2,500 |
| 2.利益準備金取崩額等 | 0 | 0 | 500 | 0 | 2,500 |
| ➋小計 | 0 | 0 | 1,000 | 0 | 5,000 |
| 合計（➊+➋） | ▲ 2,000 | ▲ 5,000 | ▲ 1,000 | 0 | 0 |

※合計(➊+➋)が零を超えれば剰余金処分案、超えていなければ損失処理案になります。